新潟県統計出前授業実施要領

１　実施目的

県と県統計協会は、学校における統計教育をサポートし、子どもに向けた統計の普及・啓発を図るため、新潟県内の対象校に対し、統計に関する出前授業を実施し、児童・生徒を対象に統計データの読み取り方やグラフ作成のポイントの習得等統計知識の向上を目指す。

２　実施対象

原則として、県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育校、特別支援学校（以下、「対象校」という。）を対象に募集を行う。要望があれば課外活動や部活動等にも対応する。

３　出前授業の概要

統計課職員が対象校に出張し、出前授業において児童・生徒による統計データの読み取りやグラフ作成のポイントなどの演習等を実施する。

４　実施時期等

出前授業は通年で平日に実施することとし、1回の授業の時間は1時間程度とする。

５　会場等

出前授業を開催する会場（教室等）は対象校が提供する。また、スライド投影に必要なプロジェクター、スクリーンや実物投影機等の機材は、可能な範囲で対象校に依頼する。

６　費用の負担

講師派遣及び教材に係る費用は、県側が負担する。

７　応募方法等

（１）　申込校は、出前授業の実施希望日の概ね２か月前までに、申込書（別紙様式）を県（総務部統計課）に郵送、ファクシミリまたは電子メールにより提出する。

（２）県は、申込書を受付後、出前授業の実施可否を決定し申込校に通知する。

附　　則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附　　則

この要領は、平成２６年５月２１日から施行する。

附　　則

この要領は、平成２７年５月１４日から施行する。

附　　則

この要領は、令和７年５月２０日から施行する。